

人権教育指導の手引き (第二版)

岡山県教育庁人権教育課

はじめに

「人権教育の指導方法等に関する調査研究会議」は、平成25年に公表した「人権教育の推進に関する取組状況の調査結果について」において、各教育委員会及び学校における人権教育の取組は「概ねその定着が図られている」と評価しましたが、一方で、「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」の周知及び内容の理解が、必ずしも十分ではないことから、年間指導計画の策定、指導内容や校内研修の内容検討の際の資料として、〔第三次とりまとめ〕の一層の活用を提言しました。

そこで、岡山県教育委員会では、「第2次岡山県人権教育推進プラン」を踏まえ、平成27年3月、〔第三次とりまとめ〕の内容に基づき、特に、学校教育における「人権に関する知的理解の深化と人権感覚の育成」について、具体的な指導方法を掲載した「人権教育指導の手引き」を作成し、周知に努めてきました。

しかし、手引き作成後、平成28年3月「第4次岡山県人権政策推進指針」の策定、さらには「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「いじめ防止対策推進法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」等の制定による人権に関する法的整備の進展を受け、「第3次岡山県人権教育推進プラン」が、平成29年2月に策定されました。

こうしたことから、このたび「人権教育指導の手引き」を見直し、第二版を作成しました。

各学校におかれましては、地域や子どもの実態等を踏まえ、引き続き、この「人権教育指導の手引き（第二版）」を活用いただき、自他の人権擁護の実践力、行動力を持った子どもの育成及び、教職員の人権感覚の高揚を目指して、積極的に人権教育に取り組まれますようお願いいたします。

平成30年3月

岡山県教育庁人権教育課長 向井 重明

「人権教育指導の手引き（第二版）」目次

○ 活用に当たって

I 岡山県における人権教育の進め方

1 第3次岡山県人権教育推進プラン	1
-------------------	---

II 学校教育における人権教育の進め方

1. 学習の進め方

1 「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕とは	5
2 人権教育が目指すもの	6
〈コラム〉人権とは	
3 人権教育を通じて育てたい資質・能力	7
4 人権教育の進め方	9
〈コラム〉目指す姿を考える	
5 人権教育目標の設定	13
〈コラム〉隠れたカリキュラム	
6 人権教育の指導内容	14
〈コラム〉道徳教育と人権教育	
7 人権教育の指導方法	19
8 全体計画（全体構想図）	21
9 年間指導計画	23
10 学習指導案	29
11 子どもの成長や変容に関する評価と活用	36

2. 教育活動全体で推進するために

1 教育活動全体を通じた人権教育の推進	37
〈コラム〉効果のある学校（effective school）	
2 家庭・地域等との連携、校種間の連携	40
〈コラム〉ワークショップとは	
3 教職員研修	42
4 人権教育の点検・評価	43

○ Q&A	44
-------	----

○ 資料

● 人権教育関連年表	47
● 人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕【概要】	48
● 発達段階に即した人権教育の指導方法	49
● 発達段階ごとに育てたい資質・能力例	51
● 効果的な教材の例	53
● 点検・評価アンケートの項目例【児童生徒向け】	54
● 教職員の人権感覚チェックシート例	55
● 岡山県教育委員会人権教育指導資料等	56
● 参考になるウェブページ等	57

○ 参考資料等	58
---------	----

○ 検討委員会委員・協力者会議委員等	
--------------------	--

活用に当たって

○「第3次岡山県人権教育推進プラン」に基づく本冊子の活用について

「第3次プラン」では、三つの視点に基づいて人権教育を推進するよう示しています。三つの視点とは、視点1「人権に関する知的理解の深化と人権感覚の育成」、視点2「自立支援」、視点3「人権を尊重する環境づくり」です。

本冊子は、この視点1のうち、特に学校教育における「人権に関する知的理解の深化と人権感覚の育成」について、[第三次とりまとめ]の内容を踏まえ、具体的な指導方法等を掲載しています。子どもの実態把握、目標及び指導計画の策定、取組の実施、点検・評価、評価の活用という人権教育の進め方について、具体的な方法や留意点等を主に示しています。

○全ての教職員で取り組む人権教育

人権教育は、教科等指導、生徒指導、学級経営等の学校の教育活動の様々な場面において取組を進めていくことが大切です。これらの場面や教職員の役割に応じた取組について理解が深められるよう、本冊子の参考となる箇所を次に示しておきます。

	該当 ページ	学校全体 の組織的 な取組	学級経営 等の取組	教科等指 導の取組
I 岡山県における人権教育の進め方				
1 第3次岡山県人権教育推進プラン	1	●	●	●
II 学校教育における人権教育の進め方				
1. 学習の進め方				
1 「人権教育の指導方法等の在り方について [第三次とりまとめ] とは	5	●	●	●
2 人権教育が指すもの 〈コラム〉人権とは	6	●	●	●
3 人権教育を通じて育てたい資質・能力	7	●	●	●
4 人権教育の進め方 〈コラム〉目指す姿を考える	9	●	●	●
5 人権教育目標の設定 〈コラム〉隠れたカリキュラム	13	●		
6 人権教育の指導内容 〈コラム〉道徳教育と人権教育	14			●
7 人権教育の指導方法	19			●
8 全体計画（全体構想図）	21	●		
9 年間指導計画	23		●	●
10 学習指導案	29			●
11 子どもの成長や変容に関する評価と活用	36		●	●
2. 教育活動全体で推進するために				
1 教育活動全体を通じた人権教育の推進 〈コラム〉効果のある学校（effective school）	37	●	●	●
2 家庭・地域等との連携、校種間の連携 〈コラム〉ワークショップとは	40	●	●	
3 教職員研修	42	●		
4 人権教育の点検・評価	43	●	●	●

○「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」の参照ページについて

本冊子の内容をより深く理解するためには、〔第三次とりまとめ〕をお読みください。その際、参考となる箇所については、次のように示しています。

- 指導等の在り方編 → **指導等の在り方編〇ページ**
- 実践編 → **実践編〇ページ**
- 実践編～個別的な人権課題に対する取組～
→ **実践編～個別的な人権課題に対する取組～〇ページ**

○本冊子を活用した教職員研修

本冊子の内容についての理解を深め、各学校の実態に即した人権教育の取組を考案するためには、各学校において教職員研修を実施することが効果的です。その際に活用できる研修用資料として、研修の流れやパソコンでの提示資料等を岡山県教育庁人権教育課のホームページに掲載しています。各学校の研修内容に合わせて改良し活用してください。